

## 「解雇の金銭解決制度」の法制化に断固反対する決議

安倍政権は、派遣法大改悪、労働時間規制緩和に続けて、解雇の金銭解決制度を導入しようとしている。昨年に引き続き、2015年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」においても、「雇用終了を巡る紛争処理の時間的・金銭的な予見可能性を高め、結果として、人材の有効活用や個人の能力発揮に資するとともに、中小企業労働者の保護を図り、対日直接投資の促進に資するよう、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について具体化に向けた検討を進め、制度構築を図る」ことを挙げている。そして、2015年中に有識者会議の設置による論点整理・検討を開始し、2018年度をめどに法制化を含む制度的措置を実施するものとしている。

既に、日本労働弁護団は、2014年11月8日「『解雇の金銭解決制度』の導入を許さない決議」において、解雇規制を根底から覆す解雇の金銭解決制度の導入へ反対を表明し、企業にとって都合の悪い労働者を排除することを許すなどその問題点を指摘している。

現在規制改革会議から提起されている金銭解決制度は、解雇無効判決が確定した場合に、労働者側からのみ申立てを認めるとしている。判決確定後であれば、政府が掲げる時間的・金銭的なコストの軽減、早期の紛争解決という目的に何ら資するものではない。また、解雇無効の判決が出た場合であれば、労働者は原職復帰を望むことがほとんどであろうから、その時点であえて金銭解決を選択するケースはほとんど想定されない。このように、解雇の金銭解決制度を法制化すべき立法事実は全く存在しない。また、当初の法制化段階で労働者側のみの申出を認めたとしても、使用者側の申出を認める制度が、将来的に導入されてしまうおそれは否定できない。

この間、JILPTによる労働局のあっせん、労働審判、訴訟における解決水準に関する事例研究が実施されてきたところであるが、最終的な考察においては、『ある一定の要件を満たす場合にはほぼこの水準で解決するような形にはなっていない』と結論づけられており、現状において、合理的かつ画一的な基準を設定すること自体が不可能であるといえる。この点、学者や使用者側の弁護士からも、解雇の金銭解決制度の導入には否定的な意見が相次いでいるところである。

JILPT 菅野和夫理事長が、「現状わが国の雇用終了に関する紛争解決制度は、十分に整備され良く機能しており、解雇の金銭解決の制度は実際的な必要性に乏しく、制度化する場合の金銭解決の額の画一的基準は、当事者の納得を得難く、かつ紛争解決制度の良好な機能を阻害しかねない」と指摘しているとおり、金銭解決制度の法制化は、極めて弊害が大きいものである。

日本労働弁護団は、解雇規制を根底から覆し、現状の紛争解決制度の機能をも阻害しかねない解雇の金銭解決制度の法制化に断固反対し、導入阻止のため、多方面と連携して積極的な闘いを実践していくことをここに決意するものである。

2015年11月7日

日本労働弁護団 第58回全国総会